

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置	
税 目	所得税法第 23 条、第 24 条、第 33 条、第 35 条（租税特別措置法第 3 条、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条の 3、第 37 条の 10、第 37 条の 11 の 6、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 13～13 の 2、第 41 条の 10、第 41 条の 14 及び第 41 条の 15）	
要 望 の 内 容	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、預金、公社債、先物取引）を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3 年間）を金融所得全般に拡大していくため、以下の所要の税制措置を講じる。</p> <p>1. 上場株式等の譲渡損益等と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等をその通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。</p> <p>2. 商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p>	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲2,400 百万円 （— 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（2010 年 6 月閣議決定）において、「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。税制面でも、ユーザーの利便性を高めるため現物株と先物取引の損益通算を実現させ資本を呼び込み市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。</p> <p>（参考） ○新成長戦略（2010 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） Ⅶ. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。</p> <p>総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p>	

○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成 22 年 12 月 22 日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋）

論点 4：税制について

総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 1,400 兆円もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）で、「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」を決定されたことを受け、税制についても統一的・横断的な制度を実現することが不可欠である。

なお、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、不招請勧誘禁止等の厳格な行為規制を前提に、金融商品に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。

このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
		同上の期間中の達成目標	証券・商品市場への個人投資家の参加拡大
		政策目標の達成状況	現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は 0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も 2.0%にとどまっており、我が国企業は、資金調達先として個人金融資産を有効に活用しきれていない。また、商品先物については、個人投資家が年間 1 万人ずつ減少して、平成 22 年末時点では約 7.6 万人

		にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに応えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
有効性	要望の措置の適用見込み	社債に係る適用見込み 株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった個人投資家は、本措置による損益通算の可能化をインセンティブとして新たに投資を行うことが期待され、少なくとも約43万人は存在すると推定される。 商品先物に係る適用見込み 平成23年度：適用見込件数 4.3万人
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待され、これに伴い少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。本措置は、個人投資家一般に、公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(新設要望)</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>(新設要望)</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(新設要望)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本要望と関連する過去の要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる 3 年間の繰越（平成 15 年度税制改正） ・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ（平成 16 年度税制改正） ・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する 10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成 16 年度税制改正） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成 20 年度税制改正） ・ 平成 23 年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 	